

定期基本健診等の結果の取扱い方法の Q&A

※文中の労働安全衛生法、労働安全衛生規則、その他関連法令は、「安衛法等」で表記しています。

1.【共通・様式 1 号】 受診者用:定期基本健診等結果報告同意書

Q1.健康保険の記号・番号は、どこを見れば分かりますか。

A1.令和 6 年 12 月 2 日より、これまでの健康保険被保険証からマイナ保険証に切り替わりました。この制度改正に伴い、当健保組合から交付しました「資格情報のお知らせ(紙のカード)」又は「資格確認書(プラスチックのカード)」に記載してありますので、ご確認ください。

なお、令和 6 年 12 月 1 日以前に、すでに被保険者であった方については、(旧)の健康保険被保険証(令和 7 年 12 月 1 日まで有効)でもご確認ください。

Q2.令和 3 年 4 月から、行政においても多くの手続きで押印廃止となっていますが、「同意書」について記名の場合に押印が必要なのは、なぜですか。

A2. 定期基本健診の結果は、被保険者ご本人の特定機微な個人情報となります。電子署名による PDF や自署の場合は、捺印は必要ありませんが、PC 等による記名の場合は、なりすまし等の不正防止等の観点から、押印していただくこととしております。

2.【共通・様式 2 号】 事業主用:定期基本健診等結果請求依頼書及び誓約書

Q1. 定期基本健診結果表は、書面又はデータのどちらで提供されますか。

A1. 書面での提供となります。データでの提供が必要な場合は、【共通・様式 8 号】(事業主用:健診データ作成依頼書)を併せてご提出ください。

Q2. 令和 3 年 4 月から、行政においても多くの手続きで押印廃止となっていますが、「請求依頼書及び誓約書」について記名の場合に押印が必要なのは、なぜですか。

A2.定期基本健診の結果は、被保険者ご本人の特定機微な個人情報となります。その取扱いについて、事業主ご本人様が自署された場合は捺印の必要はありませんが、記名の場合は誓約書としての「文書の真正な成立(なりすまし等の防止)」を裏付けるため、押印していただくこととしました。

3.【共通・様式 3 号】 受診者用:定期基本健診等結果報告書再発行請求依頼書

Q1 定期基本健診結果報告書の再発行は、有料ですか。

A1.健康管理センター診療所(巡回健診を含む)で受診した方については、再発行は無料です。他機関で受診された方は、お手数ですが、受診した機関にお問い合わせください。

Q2.定期基本健診だけではなく、精密健診の結果通知の再発行はできますか。

A2.健康管理センター診療所(巡回健診を含む)で受診いただいた方の精密健診については、再発行できます。他機関で受診された方は、お手数ですが、受診した機関にお問い合わせください。

4.【共通・様式 4 号】 事業主用:定期基本健診結果表追加発行請求依頼書

Q1. 【共通・様式 4 号】の定期基本健診結果表の「追加発行」とは、どのような場合をいいますか。

A1.被保険者から【共通・様式 1 号】(受診者用:定期基本健診等結果報告同意書)が提出されていない場合は、被保険者に対してのみ、定期基本健診結果報告書が送付されます。この場合は、直接、被保険者から定期基本健診結果報告書の提供を受けていただくことになります。

被保険者宛に健診結果報告書を送付後に、被保険者から同意書の提出があり、当健保組合に定期基本健診結果表の提供を依頼される場合は、【共通・様式 4 号】を提出していただくことで、事業主に健診結果表を追加発行いたします。

5.【共通・様式 5 号】 産業医用:定期基本健診等結果再発行請求依頼書及び誓約書

Q1. 定期基本健診等の結果は、書面又はデータのどちらで提供されますか。

A1.原則として、【共通・様式 2 号】の A1 と同様の取扱いになります。

Q2.事業主用の誓約書については、記名の場合に押印が必要とされていますが、産業医の誓約書に押印を必要としないのは、なぜですか。

A3.産業医については、産業医認定書の(写)及び選任を証明できる書類を添付していただくこととしており、「文書の真正な成立(なりすまし等の防止)」が担保されていると考えられるためです。

6.【共通・様式 6 号】 事業主用:定期基本健診結果表再発行請求依頼書

Q1 定期基本健診結果表の再発行は、有料ですか。

A1. 健康管理センター診療所(巡回健診を含む)で受診した方の分については、再発行は、無料です。他機関で受診された方は、お手数ですが、受診した機関にお問い合わせください。

7.【共通・様式 7 号】 事業主用：電子署名による「定期基本健診等結果報告同意書」の PDF での提出に係る誓約書

Q1 導入システムのパンフレット(製品名及びバージョン等が確認できるもの)の事前確認が、なぜ必要ですか。

A1. 電子署名法に準拠した方式で、非改ざん性と本人性の立証や固有性等が担保された電子文書を利用していることを確認させていただくためです。なお、ワードやエクセル等で作成された電子文書は、対象外となります。

Q2. 今後は、電子署名による「共通・様式 1 号」(受診者用：定期基本健診等結果報告同意書)を提出する予定ですが、すでに提出済の「同意書」についても、一括で提出して差し替えることはできますか。

A2. できます。その場合は、すでに提出済の方と新規の方が分かるように、提出をお願いいたします。

8.【共通・様式 8 号】 事業主用：健診データ作成依頼書

Q1. 健診データについて、CD(記録媒体)と書面の両方で、提供してもらうことはできますか。

A1. できます。

9.【お問合せ・ご連絡先】

○センター診療所のみの健診結果通知の提供を希望される場合

医事課 TEL 03-3291-4539 FAX 03-3291-4435

○他機関を含む健診結果通知の提供を希望される場合

管理課 TEL 03-3291-4535 FAX 03-3291-4435

2025.1 作成